

様式第 1（第 3 条関係）

電気用品製造事業届出書

令和 ○年 2月 1日

近畿経済産業局長 殿

製造工場等の所在地を管轄する経済産業局長宛
(複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業大臣宛)

届出日 (事業開始日以降、30 日以内に届出)

※届出が遅延した場合は、ご連絡ください。

連絡先：近畿経済産業局 製品安全室 06-6966-6098

〒540-8535

住所 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

(ふりがな) きんきけいさんかぶしがいしゃ

会社名 近畿経産株式会社

代表者名 代表取締役 関西太郎

押印不要

登記上の会社名等を記載
個人は、個人名を記載
(屋号での届出は不可)

事後届出

事業開始日前の届出は、受理できません。

電気用品安全法第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

製造日 (事業のための準備行為や、事業開始に係る社内等での意思決定日を含む。)

1 事業開始の年月日 令和 ○年 1月 20日

2 製造する電気用品の区分 交流用電気機械器具

3 当該電気用品の型式の区分 別紙のとおり

「電気用品の区分」(表 2 の 20 区分) を記載
〔製造する電気用品の区分ごとに届出が必要〕

4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

名称 本社工場

所在地 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

5 専ら輸出するための当該電気用品の製造の事業を行おうとする者にあつては、その旨

なし ・ あり

連絡先：品質管理部 関西一郎 電話：06-6966-6098

担当者の所属・氏名、電話番号等を記載

■『表2 電気用品の区分』から該当する区分を選択し、届出する型式の区分表を作成ください。

電気用品の区分 (18) 交流用電気機械器具
 電気用品名 直流電源装置

届出製品の型式要素区分(「●」の記載場所)が異なる場合は、別型式として記載

要素	型式の区分	整理番号等				
		①	②	③	④	⑤
定格入力電圧	(1) 125V以下のもの	●	●	●		
	(2) 125Vを超えるもの		●	●		
入力側の定格容量	(1) 10VA以下のもの					
	(2) 10VAを超え20VA以下のもの					
	(3) 20VAを超え30VA以下のもの	●				
	(4) 30VAを超え40VA以下のもの	●				
	(5) 40VAを超え50VA以下のもの					
	(6) 50VAを超え60VA以下のもの					
	(7) 60VAを超え70VA以下のもの		●			
	(8) 70VAを超え80VA以下のもの					
	(9) 80VAを超え90VA以下のもの			●		
	(10) 90VAを超え100VA以下のもの			●		
	(11) 100VAを超え200VA以下のもの					
	(12) 200VAを超え300VA以下のもの					
	(13) 300VAを超え400VA以下のもの				●	
	(14) 400VAを超えるもの					
定格周波数(変圧器を有するものの場合に限る。)	(1) 50Hzのもの	●	●	●		
	(2) 60Hzのもの	●	●	●		
交流用端子	(1) あるもの					
	(2) ないもの	●	●	●		
直流定格電圧	(1) 15V以下のもの		●	●		
	(2) 15Vを超え30V以下のもの	●				
	(3) 30Vを超え60V以下のもの					
	(4) 60Vを超えるもの					
変圧器	(1) あるもの	●	●	●		
	(2) ないもの					
変圧器の巻線の絶縁の種類	(1) A種のもの	●				
	(2) E種のもの					
	(3) B種のもの		●	●		
	(4) F種のもの					
	(5) H種のもの					
	(6) その他のもの					
直流電圧の調整装置	(1) あるもの					
	(2) ないもの	●	●	●		
回路の保護機構	(1) あるもの	●	●	●		
	(2) ないもの					
器体スイッチ(主回路を開閉するものの場合に限)	(1) あるもの					
	(2) ないもの	●	●	●		
器体スイッチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの					
	(2) 押しボタン式のもの					
	(3) ロータリー式のもの					
	(4) その他のもの					
器体スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの					
	(2) 銅のもの又は銅合金のもの					
	(3) その他のもの					
外郭の材料	(1) 金属のもの	●				
	(2) 合成樹脂のもの	●	●	●		
	(3) その他のもの					
用途	(1) 電池充電用のもの	●				
	(2) おもちゃ用のもの					
	(3) 自動車スタータ用のもの					
	(4) その他のもの	●		●		
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの					
	(2) 接続器利用のもの	●	●	●		
二重絶縁	(1) 施してあるもの		●	●		
	(2) 施してないもの	●				

該当する型式要素区分に「●」を記載
 ※「特定電気用品」の場合は、入手した適合証明書の区分どおりに記載
 ※「特定以外の電気用品」の場合は、製造事業者(設計者)に確認し、正確に記載
 ※定格電圧等は、製品銘板の表示と一致していることを確認

該当する型式要素区分がない場合は、空欄

複数の区分に該当する場合は、該当する複数箇所に「●」を記載

「施してあるもの」の場合は、製品銘板に回(二重絶縁構造の記号)の表示を確認